

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、生駒市における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

令和六年八月二十七日

奈良県知事 山下 真

一 調査を行った者の名称

生駒市

二 調査を行った期間

生駒市 令和四年四月一日から令和五年七月二十七日まで

三 成果の名称

生駒市東菜畑二丁目・東菜畑一丁目の各一部、東生駒月見町の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

生駒市東菜畑一丁目及び二丁目の各一部並びに東生駒月見町の地域

五 認証年月日

令和六年四月一日